

中高生・保護者向け未来応援パンフレット

はばたき

～進学や就職、将来の不安解消に向けて～



令和7年3月

釧路市 社会援護課

—はじめに—



私の家、子どもがいるんですが、高校への進学費用とか、高校卒業後に進学や就職する際に必要な費用とか、どのように賄っていけばよいのでしょうか？子育てにかかる費用を考えるといろいろと心配です。

たしかに、子育てはお金がかかって、それを考えるといろいろ心配になりますよね。でも、進学や就職に関する支援は様々なものがあって、生活保護の制度にも、お子さんが自分の進みたい道に進めるように、しっかりと支援の仕組みを整えているんですよ。



そうなんです。具体的にどんな制度があるのか、どうやって知ることができますか？

お手元の冊子「はばたき」では、高校受験から高校在学中に受けられる支援と、高校卒業後に進学、就職する際に受けられる支援について、紹介しています。具体的にどのような制度があるのか、それらの制度をどのように利用していけばよいのか、支援の申請はいつ、どのようにすればよいのかといったことについて分かるようになっていきますので、まずは目を通していただければと思います。



分かりました。ぜひ読んでみたいと思います！

冊子を読んで、気になることや分からないことがあった場合は、お気軽に質問していただければと思います。また、お子さんの今後について、分からないことや困っていることがある場合も、家庭訪問などの際に、私たちにしっかり相談していただけますとありがたいです。



受けられる支援をちゃんと利用して、分からないことは周りに相談していけば、なんとかなりそうね！

第Ⅰ章

高校受験から高校在学中について

- 1 高校進学に必要な費用・・・・・・・・・・・・・2
- 2 国や北海道の支援制度・・・・・・・・・・・・・3
- 3 生活保護制度で受けられる支援
 - (1) 受験申込時・・・・・・・・・・・・・5
 - (2) 合格発表から入学まで・・・・・・・・・・・・・5
 - (3) 進級時・・・・・・・・・・・・・8
 - (4) 高校生活で随時必要になるもの・・・・・・・・・・・・・9
- 4 アルバイトの収入について・・・・・・・・・・・・・11

コラム 釧路市委託無料学習支援事業・・・・・・・・・・・・・13

第Ⅱ章

高校卒業後に進学、就職する方へ

第1項 大学、短大、専門学校などへの進学について

- 1 大学・短大・専門学校などへの進学に必要な費用・・・・・・・・・・・・・14
- 2 進学費用の準備①（奨学金制度について）・・・・・・・・・・・・・15
- 3 進学費用の準備②（生活保護制度で受けられる支援）・・・・・・・・・・・・・17
- 4 大学等に進学したときの生活保護の取り扱い・・・・・・・・・・・・・18
- 5 進学費用についてのまとめ・・・・・・・・・・・・・20

第2項 就職する方へ

- 1 生活保護制度で受けられる支援・・・・・・・・・・・・・21
- 2 就職が決まったときの生活保護の取り扱い・・・・・・・・・・・・・23

第Ⅰ章

1 高校進学に必要な費用



子どもが高校に進学するのですが、高校の費用
ってどれくらいかかるの？

高校の種類によって、費用は変わりますが、大まかな
費用について紹介します。

また、後述の就学費に関する各制度や生活保護制度
を利用することで、家計からの費用負担を減らすこと
ができます。



高校進学に必要な大まかな費用

文部科学省が調査し、公表している「令和5年度子供の学習費調査」によると、公立高校
と私立高校の進学に必要な費用の平均は以下のようになっています。

① 公立高校

年額 約59万円

② 私立高校

年額 約103万円

※上記金額の内訳には、入学金等、授業料、修学旅行費等、学校納付金等、図書・学用品・
実習材料費等、教科外活動費、通学関係費が含まれています。

※上記の金額は、国の調査による平均額です。実際にかかる費用は年度や学校ごとに異なり
ます。

※上記以外にも、高等養護学校や定時制などの種類があり、費用も変わります。

文部科学省 令和5年度子供の学習費調査【URL】

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/mext_00002.html

【QRコード】



第Ⅰ章 2 国や北海道の支援制度



結構、費用がかかるんだ…。
でも、授業料が無償化されたという話を聞いたのだけ
ど、ということなの？

国や北海道では【就学支援金制度】・【奨学給付金制度】・【授業料軽減制度】といった高校生のための支援制度を実施しており、それらを活用することで、授業料相当額の支援を受けられます。
生活保護を受給している方も支援の申請をする必要があり、入学時に高校から案内がありますので申請してください。



高校生の進学に必要な費用に対する支援制度

(1) 就学支援金制度

国が授業料に充てるための就学支援金を支給することで、高等学校における教育費負担を減らす制度です。入学決定時に学校で申請手続きの案内があります。

【支給要件】

1. 高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）または中等教育学校（後期課程）に在籍している ※専攻科を除く
2. 過去に高等学校等を卒業または修了していない
3. 高等学校等の通算在学期間が全日制 36 月、定時制・通信制 48 月を超えていない

【支給額】

○私立全日制課程	月額最大	33,000 円（上限額を超えない場合は実質無償）
○公立全日制課程	月額	9,900 円（授業料実質無償）
○公立定時制課程	月額	2,700 円（ ” ）
○公立定時制（単位制）課程	1 単位あたり	1,750 円
○通信制課程	1 単位あたり	340 円

※各世帯に金銭で支給されるのではなく、北海道教育委員会から各家庭に代わって学校へ支払いがされます。

【QRコード】

北海道教育委員会 高等学校等就学支援金制度について【URL】

<https://www.dokyoj. pref. hokkaido. lg. jp/hk/kki/162174. html>

※私立高校への就学支援金については P4 (3) URL を参照してください。



(2) 奨学給付金制度

高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校に通学する生徒に対して給付金が支給される北海道の制度です。返還の必要がない奨学のための給付金です。

【支給要件】

1. 生徒が基準日に高等学校に在籍している
2. 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有している

【支給額】 ※令和6年度・生活保護世帯の場合

公立高校 年額 32,300 円 (全日制・定時制・通信制)

私立高校 年額 52,600 円 (全日制・通信制)

【QRコード】



北海道教育委員会 北海道公立高校生等就学給付金のご案内【URL】

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/syougakukyuufukin.html>

※私立高校への授業料軽減制度についてはP4(3)URLを参照してください。

(3) 授業料軽減制度 (私立高校対象)

道内に設置されている私立全日制高等学校、私立専修学校高等課程に対して、月々の授業料負担を軽減する北海道の制度です。

※就学支援金制度、奨学給付金制度と併用して活用することができます。

【支給額】

月額 最大2,000円

【QRコード】



北海道庁 教育費の負担軽減について【URL】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/kyoikuhutankigen.html>



第Ⅰ章

3 生活保護制度で受けられる支援



授業料に対する支援があるのは分かりましたが、そのほかにも受験費用や在学中の教材代、通学費などと色々費用がかかってくるのが心配です…
何か受けられる支援はありますか？

高等学校等への進学には様々な費用がかかることと思います。
ここでは、生活保護を受給している世帯のお子さんが高等学校等への進学時や在学中の正規の就学年数期間（全日制は3年、定時制は4年など）に利用できる支援（高校就学費）について紹介します。

学年が進む都度申請手続きが必要なものもありますので、必ず担当ケースワーカーに相談してください。



（１）受験申込時

1. 受験料

高校の入学試験を受験する際には、受験料の支給を申請することができます。受験料の支払いを行いましたら、担当ケースワーカーに報告し、申請手続きを行いましょう。

●受験料

支給額：1校30,000円を限度に2校まで実費支給可能

～大まかな申請の流れ～

- ① 志望先の高校に受験料を支払ってください。
- ② 担当ケースワーカーに対し、受験料を支払ったことを報告し、領収証を添えて、受験料支給の申請書を提出してください。
- ③ 申請が受理された場合、後日受験料の実費分が支給されます。

（２）合格発表から入学まで

合格発表から入学までの間に、高等学校等への進学に必要な以下の費用について支援を受けることができます。進学先が決まりましたら、速やかに担当ケースワーカーに報告し、申請手続きを行いましょう。

1. 入学料、入学準備金

高校に入学する際に支払いが必要となる入学料については、公立高校入学料相当額の支給を受けることができます。また、入学する際に準備が必要となる学生服、カバン、ジャージなどを購入する費用についても、支援を受けることができます。

●入学料

支給額：公立高校入学料相当額（私立高校の場合も公立高校入学料相当額のみ）

全日制 5,650 円 定時制 2,100 円

●入学準備金

主な内容：学生服、カバン、ジャージ、靴など

支給額：87,900 円

※領収書の提出は必要ありません。一律で 87,900 円が支給されるため、そのなかで必要なものを購入してください。

～大まかな申請の流れ～

- ① 子の進学が決定したら、速やかに担当ケースワーカーに連絡し、申請方法の案内を受けてください。
- ② 入学のしおりなど諸経費の分かる書類を持参の上、市役所に行き、申請手続きを行ってください。
- ③ 申請が受理された場合、必要な費用が支給されます。

2. 基本額、学級費

高校就学費の基本額と学級費は高校在学中に毎月定額で支給されますが、進学時に申請手続きが必要ですので、忘れずに行いましょう。主な内容や基準額（令和6年度基準）は以下のとおりです。

●基本額

主な内容：学用品費、通学用品費

基準額：月額 5,300 円（毎月定額支給）

●学級費

主な内容：学級費、生徒会費、PTA 会費など

基準額：月額 2,330 円（毎月定額支給）

～大まかな申請の流れ～

- ① 子の進学・進級が決定したら、速やかに担当ケースワーカーに連絡し、申請方法の案内を受けた上で、必要な手続き（入学料、入学準備金と同じ流れ）を行ってください。
- ② 申請が受理された場合、毎月の定例支給日に月額分が支給されます。

※休学期間中は支給が停止されますので、休学が決定した際は、社会援護課の担当ケースワーカーへ報告してください。



3. 教材費

高校在学中の正規の授業で使用し、受講する全生徒が必ず購入することとなっている教材について、購入費用を実費で支給します。教材を購入したら、速やかに申請手続きを行いましょう。

●教材費

主な内容：教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器

支給額：実費支給

～大まかな申請の流れ～

- ① 進学先の学校からの案内を受けて、必要な教材を購入してください。
- ② 必要な教材や費用のわかる資料（教材の購入リストなど）と領収書を添えて申請書を提出してください。
- ③ 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより支給対象となる教材の説明を受け、後日対象となる費用について支給されます。

※購入が任意となっている辞書については、支給対象外となります。

※各教科の授業で生徒全員が購入しなければならないが、主な内容に含まれない教材（電卓、製図セットなどの教材や実習服、柔道着、実習費用等）については、基本額（P.6）にて賄ってください。

※進学時以外に追加で購入が必要となった際は、担当ケースワーカーに相談してください。

4. 通学費

公共交通機関（バス、JR）や自転車で通学する場合は、定期代や自転車購入費用の支給を受けることができます。通学に上記費用が必要な場合は、申請手続きを行いましょう。

バス・JRで通学する場合

主な内容：バス⇒3ヶ月定期券（通学マイパ）

JR ⇒3ヶ月通学定期券

支給額：実費支給

～大まかな申請の流れ～

- ① 子の通学に必要な3ヶ月定期券を購入してください。
- ② 3ヶ月定期券の写しと領収書を添えて、通学費支給の申請書を提出してください。
- ③ 申請が受理された場合、後日定期券の実費分が支給されます。

自転車で通学する場合

新入学生のうち自転車により通学する予定であるが、自転車が無く新たに通学用自転車を購入する場合は、費用を支給することができます。

主な内容：自転車代、ヘルメット代

支給額：自転車代（防犯登録料を含む） 必要最低限度の額（防犯登録料を含む）
ヘルメット代 必要最低限度の額

～大まかな申請の流れ～

- ① 子の通学に必要な自転車やヘルメットの金額が確認できる見積もり等を提出してください。
- ② 担当ケースワーカーに承認を受けてから、自転車やヘルメットを購入してください。その後、領収書を添えて、通学費支給の申請書を提出してください。
- ③ 申請が受理された場合、後日自転車とヘルメットの実費分が支給されます。

(3) 進級時

1. 基本額、学級費、教材費

(2) で記載した『基本額』『学級費』は毎年手続きが必要ですので、進級が決まりましたら、担当ケースワーカーに報告し、必ず申請手続きを行いましょう。また、『教材費』についても、進級決定後に学校から教材購入リストなどを受け取ったら速やかに申請手続きを行いましょう。各申請方法は、(2) の大まかな申請の流れをご参照ください。

2. 授業料（高等専門学校の4～5学年に進級する場合）

高等専門学校（高専）の1～3年生の授業料は高等学校等就学支援金制度により実質無償となります。4、5年生の授業料は高等学校等就学支援金制度の対象とはならないため、生活保護費で支給されますが、授業料免除（全額・半額）が優先しますので必ず免除申請を行ったうえで、担当ケースワーカーに相談してください。

支給額：年額 396,000 円の範囲で支給

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ子の進級の報告を行うとともに、学校で授業料免除の申請をしてください。
- ② 免除申請結果の通知書（前期は8月頃、後期は12月頃）を担当ケースワーカーに提出し、全額免除とならなかった場合は期毎に授業料の申請をしてください。
- ③ 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより支給できる費用や支給方法についての説明を受け、後日支給対象となる費用について支給されます。

(4) 高校生活で随時必要になるもの**●学習支援費**

学習支援費は主に部活動にかかる費用を支給するものですが、学校の教育活動として実施される部活動以外に必要となる費用についても対象となる場合がありますので、詳細は担当ケースワーカーにご確認ください。

主な内容：部活動費用(部費、部活動に使用する用品、合宿費用等)

支給額：年額 84,600 円以内(合宿および大会等への参加にかかる交通費および宿泊費が年間上限額を超える場合は年額 109,980 円以内)

～大まかな申請の流れ～

- ① 部活動に必要な金額がわかる学校からの書類や、納入袋の写しなどを添えて、学習支援費の申請書を提出してください。
- ② 申請が受理された場合、後日必要となる金額が支給されます。
- ③ 支払いを済ませた後の領収書を担当ケースワーカーへ提出してください。

※先に金額がわからない場合は、領収書等で金額を確認後、支給します。

※交通費など領収書の取りにくいものについては、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

●学習支援費での支給対象となるものの具体例

①運動部で使うもの	②文化部で使うもの
グローブ、バット、サッカーボール、テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、競技用靴、ユニフォーム、練習着、スポーツバックなどの購入費用	楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具一式、演劇に使う衣装代、料理に使う道具一式などの購入費用
③消耗品類	④その他
競技用アンダーウェア、競技用靴下、サポーター用具、楽器用マウスピース・リード、絵の具、スケッチブックなどの購入費用(ただし、スポーツドリンク等の食料品を除く。)	・ 部費 ・ クラブ活動に伴う交通費 ・ 大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費含む。) ・ 合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。)

高校就学に関する生活保護制度一覧表

名目	支給される額	支給される内容	提出する書類
受験料	1校につき 30,000円以内	入学試験にかかる費用 ※原則、2校まで支給可能	・領収書
入学料	全日制：5,650円 定時制：2,100円	公立高校入学料相当額 ※私立高校の場合も公立高校入学料 相当額のみ	・合格証書 ・入学のしおり
入学準備金	87,900円	学生服・カバン・ジャージなどの購入費 ※定時制、通信制でも同様	・合格証書 ・入学のしおり
基本額	月額 5,300円	教材費に含まれない教材などに対する費用 (学習参考書等の購入費など)	・合格証書 ・入学のしおり
学級費	月額 2,330円	学級費・生徒会費などに対応する費用	・合格証書 ・入学のしおり
教材費	実費分	正規の授業(講座などは不可)で使用する 教科書などの購入に必要な額 ※全生徒が購入することになっているもの	・購入教科書リスト ・領収書
通学費	自転車 (防犯登録料含む)	通学のための必要最低限度の交通費 ※交通手段など、詳細確認が 必要なので担当者に要相談！	・見積もり ・領収書
	ヘルメット		
	バス定期代 実費分		・領収書 ・バス定期の写し
学習支援費	年額 84,600円 以内	クラブ活動等の課外活動に要する費用	・領収書または 遠征等なら見積等

第Ⅰ章

4 アルバイトの収入について



高校生の子どもがアルバイトを始めたいそうなのですが、アルバイトで得た収入はどうなるのでしょうか？

高校生がアルバイトで得た収入については、世帯の収入として計算され、収入額に応じて生活保護費が減額されますが、事前に社会援護課の承認を得ることで、在学中の費用に充てることや将来のために貯金することもできます。ここでは、高校生がアルバイトを始める際のことについて説明します。



1. アルバイトの収入について

高校生がアルバイトを始める際は、事前に社会援護課への届け出が必要です。また、アルバイトで得た収入は世帯の収入として計算されるため、収入額の大小にかかわらず、世帯の収入として申告する義務があります。毎月適正に遅延なく申告してください。なお、高校生のアルバイト収入を計算する際は、給料から生活保護法で定められた「基礎控除」や「20歳未満控除」、「必要経費」などの「控除額」を引いた額を収入として認定します。

収入なしの場合

生活保護費

手元に残る
お金

収入ありの場合

生活保護費

収入認定額

控除額

アルバイト代

(例) 1ヶ月の給料 50,000 円、1日の通勤バス代 500 円（往復）、10日間働いた場合

給料 50,000 円

給料から

控除を引くと

収入認定額 15,000 円

基礎控除額	18,400 円 ※
20歳未満控除	11,600 円
必要経費（交通費）	5,000 円

※世帯内に他に働く者がいない場合の基礎控除額

2. 高校在学中の費用や卒業後のために、アルバイトの収入を活用したい場合

前ページの記載のとおり、高校生のアルバイト収入は世帯の収入として計算されるため、収入額に応じて生活保護費が減額されます。そのため、アルバイト収入のうち、収入認定された額は、基本的には世帯の生活費にまわすことが必要となりますが、高校生が自身にかかわる下記の目的のため、アルバイト収入を活用することを希望する場合は、所定の手続きを行うことで、必要となる経費が収入より控除されるようになります。この場合、控除額の合計が必要となる経費に達するまでのあいだ、アルバイト収入が生活保護費から差し引かれることがなくなります。控除を受けるには、事前に社会援護課の承認を得る必要がありますので、貯金を始める前に担当ケースワーカーに相談してください。

①高校在学中の費用

- 1) 修学旅行費用やクラブ活動費（学習支援費で不足する分）
- 2) 学習塾等に充てられる経費

②高校卒業後の費用

- 1) 高校卒業後、自立に資する経費の積立金
 - ・ 各種学校または大学の入学料等
 - ・ 就労や就学による転居費用
- 2) 就労に役立つ技能を修得する経費の積立金

～大まかな申請の流れ～

- ① 貯金の目的について担当ケースワーカーに相談してください。
- ② 貯金専用の通帳を用意し、貯金の使い道や費用が記載された資料を担当ケースワーカーに提出してください。
- ③ 提出された資料を基に社会援護課から事前承認を受けてください。
- ④ 専用の通帳に貯金し、毎月通帳の写しと給与明細書を担当ケースワーカーに提出してください。
- ⑤ 貯金の使い道がわかる費用明細などを提出してください。
- ⑥ 支払い確認のための領収書及び通帳の写しを提出してください。

※ アルバイト収入の未申告・申告遅延があった場合や目的外に使用した場合は、控除が認められなくなり、全額返還していただくことになります。

コラム

釧路市委託無料学習支援事業

釧路市では、2007年度から釧路市在住の小学生から高校生を主な対象とした学習支援事業を実施しています。この事業は、「家庭学習のやり方がよくわからない」「勉強で苦手なところを、誰に聞いていいかわからない」といった、勉強のお手伝いや放課後の居場所を作ることを目的とし、以下の2か所で実施しています。

【Zっと!Scrum】

- 開催場所 「まじくる」 柏木町 2-8
- 対象者 小学生～高校生
- 開催日
火・木・金・土
※土曜日は8月中旬～3月までの実施
- 開催時間
火・木・金 16:00～18:00
土曜日(第1・3) 10:00～14:30
- 送迎対応
有

【こころぽ】

- 開催場所 コアかがやき
愛国 191-551
- 対象者 小学生～高校生
- 開催日
毎月第2・第4土曜日
- 開催時間
10:00～14:30
- 送迎対応
有

学ぶ



体験



遊び



参加希望がありましたら、社会援護課福祉政策担当までお問合せ下さい

TEL0154-31-5231

第Ⅱ章
第1項

1 大学・短大・専門学校などへの進学に必要な費用



高校生の子が卒業後、大学進学を希望しています。
希望を叶えてあげたいけど、行かせてあげることはできる
でしょうか？お金はどうなるの？

ここからは、高校生が卒業後に大学・短大・専門学校などに進学
する場合、学費や生活費をどうすれば良いかを説明していきます。
まずは、進学に必要な費用を見ていきましょう。



1. 大学等に支払う費用（令和5年の北海道の平均）

		入学金	授業料（1年あたり）
国立大学	法文経系	282,000円	535,800円
	理工系	282,000円	535,800円
私立大学	法文経系	192,529円	854,223円
	理工系	200,000円	1,194,302円
私立短期大学	法文経系	171,063円	797,576円
	家政系	199,295円	812,511円
私立専修学校		200,000円	724,593円

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室 小売物価統計調査

【URL】<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>

【QRコード】



2. 学生生活にかかる費用

	1か月の生活費の平均 (大学生)	〈主な支出項目〉
自宅生	64,340円	・住宅費 ・食費 ・光熱水費 ・交通費 ・娯楽費 ・教科書代 ・携帯電話料金
下宿生	127,500円	・家電等購入費 ・就職活動費

全国大学生生活協同組合連合会 第59回学生の消費生活に関する実態調査

【URL】<https://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>

【QRコード】



※実際に必要となる費用は、進学先や生活様式によって、大きく異なります。進学したい学校のホームページやパンフレットなどをみて、具体的な情報を調べるようにしてください。

第Ⅱ章
第1項

2 進学費用の準備①（奨学金制度について）



進学にかかる入学金や授業料の費用はわかりましたが、どうやって工面すればいいのか・・・。

大学・短大・専門学校などの進学費用に不安がある場合、奨学金制度で費用を賄う方法が一般的です。
ここでは、奨学金制度について説明します。



1. 奨学金制度の種類

奨学金制度は大まかに分けて2種類があり、それぞれに以下のような特徴があります。

	貸与型奨学金	給付型奨学金
返済義務	返済必要	返済不要
採用基準	基準が低く、採用人数が多い	基準が高く、採用人数が少ない

※貸与型奨学金には、有利子・無利子の2種類があります。

※民間企業等の実施する奨学金のなかには、進学先の学校を卒業後に、規定された企業に一定期間就労することを条件に給付型奨学金を支給しているものもあります。

2. 奨学金はどこに申し込みするの？申し込み時期は？

奨学金事業は、国、地方自治体、企業、福祉法人、学校法人など様々な実施主体が行っています。申込の方法、対象者、時期などは実施主体や奨学金の募集要項などにより異なります。高校在学中に進路を決める際に、奨学金について高校に相談してみましょう。高校によっては、進学希望者へ奨学金制度の説明会を行っている場合もあります。

なお、高校が把握していない奨学金事業もありますので、自身で調べることも大切です。参考までに奨学金事業の最大手の「日本学生支援機構」のURL、QRコードを以下に添付します。

【URL】

<https://www.jasso.go.jp/>

【QRコード】**3. 奨学金の額ってどれくらいなの？**

奨学金事業により、奨学金の額は異なります。進学後の費用全体額を考え、奨学金事業を選択してください。

奨学金事業によっては、併用し、別の奨学金を利用することが可能な場合もあります。また、進学先の学校や、給付型奨学金の一部では、入学金や授業料の一部が減免される制度を設けているものもあります。

4. 奨学金以外の貸付金について

奨学金以外の貸付制度として、以下の貸付制度があります。この他にも、母子・父子・寡婦福祉貸付金（釧路市子ども支援課）などがあります。

- ・ 社会福祉協議会・・・生活福祉資金（教育支援資金）

【URL】

<https://www.kushiro-city-shakyo.or.jp>

【QRコード】

- ・ 日本政策金融公庫・・・国の教育ローン

【URL】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

【QRコード】

第Ⅱ章
第1項

3 進学費用の準備②（生活保護制度で受けられる支援）



奨学金制度の説明はわかったけど、新生活費用など生活費も心配です。

生活保護制度には大学・短大・専門学校などに進学の際に新生活費用として給付金を支給する制度があります。

また、進学する本人が、高校在学中にアルバイトをして得た収入のうち、一定の費用は貯蓄できます。



1. 進学準備給付金

大学等へ進学される方に対して、進学の際の新生活立ち上げ費用として給付金を支給する制度です。

対象進学先	大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）、職業能力開発大学の専門課程、水産大学校、海上技術大学校、国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校
支給額	進学のために転居する場合は 【30 万円】 現在の自宅から通学する場合は 【10 万円】
申請時期	進学先に合格し、入学手続きを開始した日以降、申請してください。 （なるべく早い段階から担当ケースワーカーに相談しましょう。）
必要書類	以下の書類を持参し、申請してください。 （1）入学確認ができる書類①～④のいずれか ①入学金を納付したことを証明する書類の写し ②入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し ③入学手続きが完了したことを証明する書類 ④学生証、または在学証明書の写し （2）進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し （3）進学者本人の振込先の金融機関名

2. 高校生のアルバイト収入にかかる貯蓄について

進学費用に活用する場合、高校生がアルバイト等をして得た稼働収入は控除することができます。この場合、アルバイト収入は保護費より差し引かれることはありません。

対象者	控除可能となる費用	手続きについて
高校卒業後に、進学にて生活保護からの自立を目指す方	・大学等入学料・受験料 ・大学等の受験に必要な費用	P11「第Ⅰ章 4 アルバイトの収入について」に手続き方法が記載してあります。

第Ⅱ章
第1項

4 大学等に進学したときの生活保護の取り扱い



進学後も生活保護は受けられるの？

原則として進学された方については、生活保護は受けられません。

しかし、自宅から進学先に通学する場合、「世帯分離」を認められる場合があります。



1. 「世帯分離」って何？

「世帯分離」とは同じ世帯の世帯員に生活保護を受けない方がいる状態です。

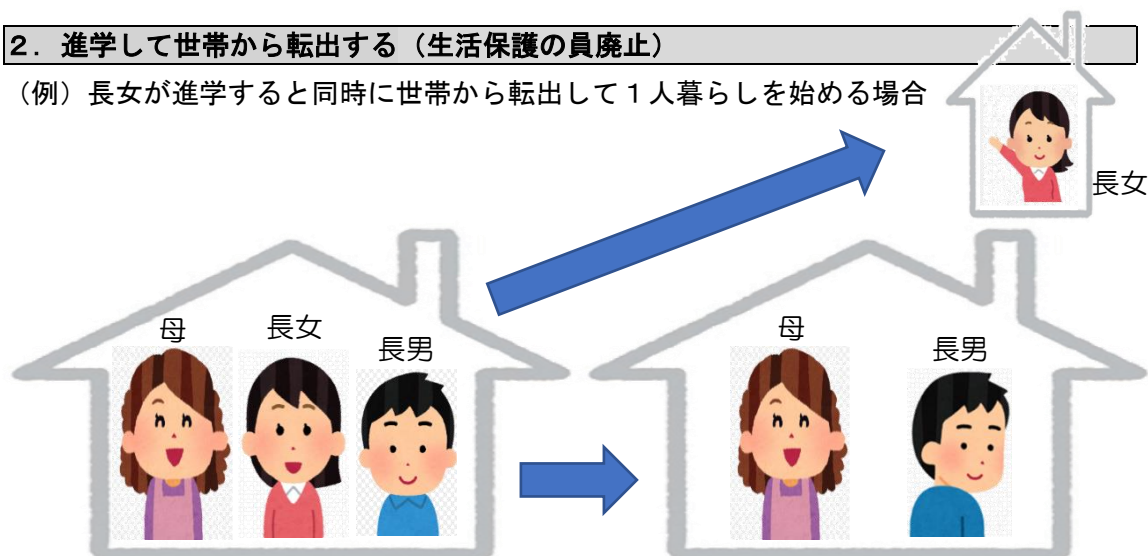
ここでは進学された方が世帯から転出する場合と、進学後も自宅で暮らしつつ、生活保護の対象からは外れる場合について説明します。

なお、世帯分離となり進学先に通学する場合、住宅費以外の自分の生活費や学費は、奨学金やアルバイト等で用意する必要があります。また、国民健康保険に加入する必要もあります。

世帯分離を希望する場合は、進学前に担当ケースワーカーへ相談してください。

2. 進学して世帯から転出する（生活保護の員廃止）

（例）長女が進学すると同時に世帯から転出して1人暮らしを始める場合



生活扶助費 ⇒ 減少する（世帯員が減少するため、その分の生活保護費が減少する。）

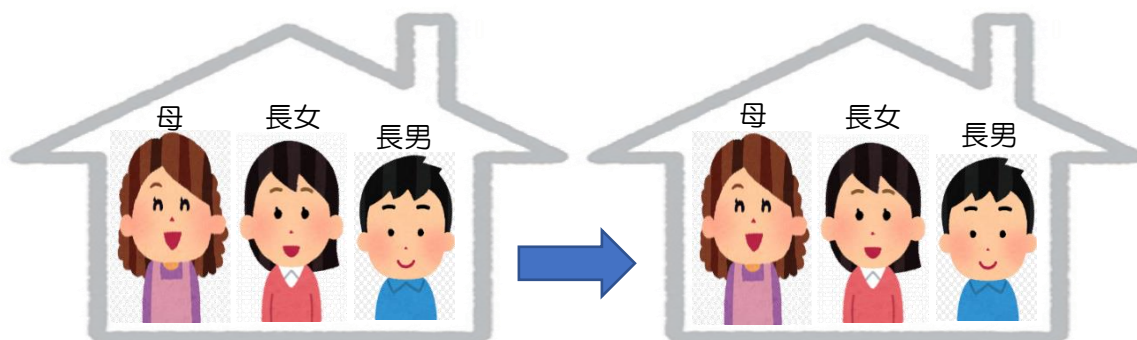
住宅扶助費 ⇒ 減少する（3人世帯上限額から2人世帯上限額に変更されるため。※）

※住宅扶助について

⇒長女が自立すると2人世帯になるので、家賃の上限額が変更されます。現在の家賃が2人世帯の上限額を超える場合、転居が必要になりますが、転居の準備に時間を要するなど、最大6カ月間は家賃額を3人世帯の上限額で認める場合があります。

3. 進学しても現在の世帯で生活する（世帯分離）

（例）長女が進学した後も現世帯で生活する場合



生活扶助費 ⇒ 減少する（実際は現世帯で生活していても、生活保護上は世帯員として算定されないため、その分の生活保護費が減少する。）

住宅扶助費 ⇒ 変わらない（世帯分離が認められた場合、長女の在学中に限り住宅費は3人世帯と同様です。）

※世帯分離が認められると、長女は生活保護制度の適用対象外となります。そのため、長女の食費や医療費、学費等は、長女自身で賄うことが原則となります。

第Ⅱ章
第1項

5 進学費用についてのまとめ

進学に必要な費用については、以下の3つの段階で考えましょう。

- ① 支出を把握すること
入学料や授業料などの学費と食費や家賃などの生活費を大まかに計算する。
- ② 収入を把握すること
奨学金や預貯金・進学支援など、入るお金を大まかに計算する。
- ③ 支出と収入が釣り合うか計算する
足りない分はアルバイトなども考える。

進学はお子さんにとっては、人生の大きな節目です。新天地での生活や費用など不安も大きいと思いますが、準備をしていくことで、不安を解消していくことは可能です。学校やケースワーカーなど支援者に相談することで、不安だと思う部分を解消し、お子さんの将来を支えていきましょう。



しっかり準備すれば、子どもの進学の夢を叶えてあげることできるのが分かりました！不安なことは相談して、解決していくことが重要ね！

第Ⅱ章
第2項

1 生活保護制度で受けられる支援



今年、子どもが高校を卒業して就職することになりました!でも、色々と費用がかかって大変なんです…
どうしたらいいでしょう?

新天地への転居費用や就労に必要なものの購入費用など出費は嵩みますよね。生活保護制度で利用できる支援を紹介します。
いずれも支給の可否の条件や上限がありますので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。



1. 就職準備給付金

就職して自立される方に対して、就職の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給する制度です。

支給対象者	高等学校を卒業後し、安定した職業に就くこと（おおむね6カ月以上の最低生活限度の生活を維持が可能な収入を得られる）等により自立される方 ※18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者で、高校を中退後・中学卒業後に安定した職業に就くこと等により自立される方も含む。
支給額	就職のために転居する場合は 【30万円】 現在の自宅から通勤される場合は 【10万円】 ※自宅から通勤する場合は、世帯が自立することが条件になります。
申請時期	就職先に内定し、就職手続きを開始した日以降、申請してください。 （なるべく早い段階から担当ケースワーカーに相談しましょう。）
必要書類	以下の書類を持参し、申請してください。 （1）就職確認ができる書類①～③のいずれか ①内定通知書、事業主の発行する就職証明書等の写し ②個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し ③その他確実に就職先に就職することを証する書類 （2）就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し （3）就職者本人の振込先の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳の写し

2. 運転免許取得が必要な場合（技能習得費）

就職先で運転免許取得が採用の条件となっている場合

～大まかな申請の流れ～

- ① 運転免許取得が採用の条件であることが確認できる書類（求人票や内定書など）を担当ケースワーカーに提出して、運転免許取得にかかる技能習得費申請の相談をしてください。
- ② 自動車学校に依頼の上で、運転免許取得に必要な経費の見積書を貰いましょう。（2校分の見積もりを貰いましょう。）
- ③ 担当ケースワーカーへ見積書を提出して技能習得費の申請を行い、通学する自動車学校を決定します。
- ④ 免許取得後、担当ケースワーカーに運転免許証の写しの提出により報告しましょう。

3. スーツ等が必要な場合（就職支度費）

就職先でスーツ、カバン（スーツ等）が必要な場合（3,4000 円以内）

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ子の就職が決定した報告を行うとともに、スーツ等が必要であることを相談した上で、就職支度費の申請をしてください。
- ② 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより上限額や購入する物品についての説明をします。（スーツ、ワイシャツ、ネクタイ、靴、カバン等）
- ③ 購入した際に発行された領収証を担当ケースワーカーへ提出してください。

4. 市外等へ転居が必要な場合（移送費）

勤務地が市外でアパート等を借りて一人暮らしを開始しなければならない場合

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ、就職が決定した報告を行うとともに、転居が必要であることを相談した上で、敷金等および移送費の申請を行いましょう。
- ② 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより支給できる費用についての説明を受け、（家賃、敷金、仲介手数料、保険料、保証料等）借家の大家・不動産会社に入居に際しての費用の見積書や家賃証明書を依頼し、担当ケースワーカーへ提出してください。
※家賃や費用については上限があるので、必ず内容を確認してください。
- ③ 支給された費用を大家・不動産会社に支払い賃貸の契約を行いましょう。
- ④ 引っ越し業者と家財の移送について調整を行いましょう。
- ⑤ 転居後、支給した転居費用の領収証を担当ケースワーカーへ提出してください。



第Ⅱ章
第2項

2 就職が決まったときの生活保護の取り扱い



今年、子どもが高校を卒業しました。
地元で就職して給料をもらうことになります。
生活保護費はどうなりますか？

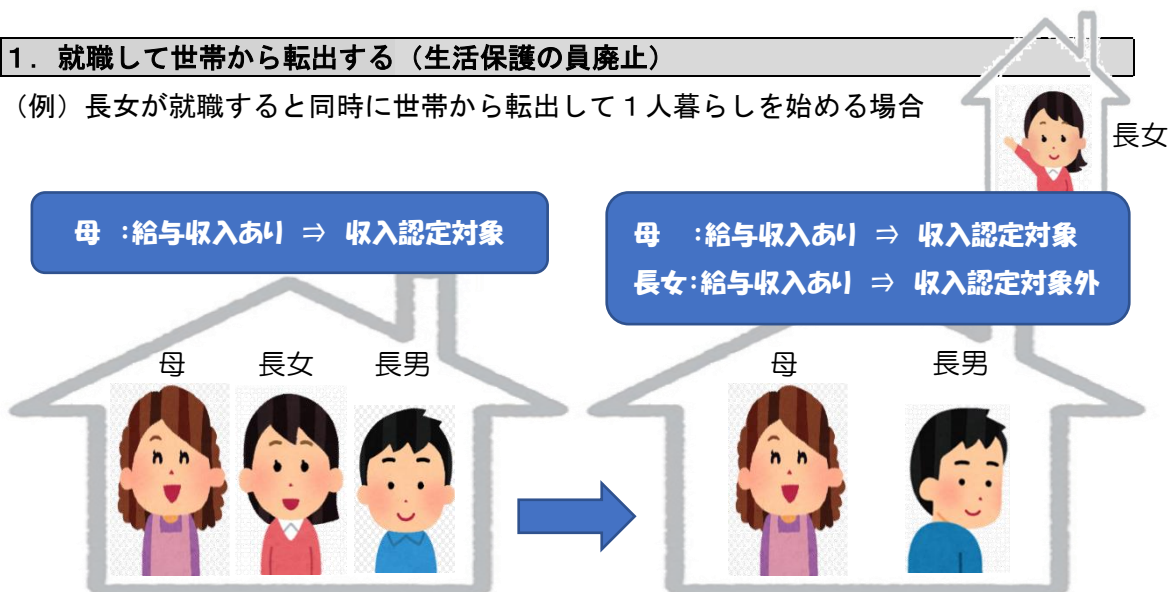
生活保護を利用している世帯の高校生が学校を卒業して就職した場合は、おおよ以下の3つの場合が考えられます。

ここでは、母と長女（高校3年生）と長男の3人家族の母子世帯を例として、どのように生活保護受給状況が変わるか見てみましょう。



1. 就職して世帯から転出する（生活保護の員廃止）

（例）長女が就職すると同時に世帯から転出して1人暮らしを始める場合



生活扶助費 ⇒ 減少する（世帯員が減少し、その分の生活保護費が減少します。）

住宅扶助費 ⇒ 減少する（3人世帯上限額から2人世帯上限額に変更となります。）

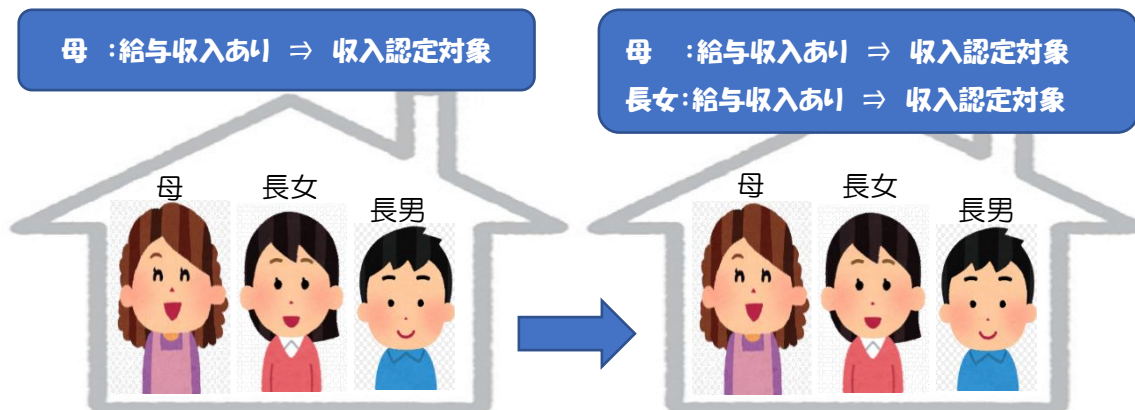
長女の給与 ⇒ 収入認定されない（長女は別世帯となるため。）

※住宅扶助について

⇒長女が自立すると2人世帯になるので、家賃の上限額が変更されます。現在の家賃が2人世帯の上限額を超える場合、転居が必要になりますが、転居の準備に時間を要するなど、最大6カ月間は住宅扶助費を3人世帯の上限額で認める場合もあります。

2. 就職しても現在の世帯で生活する（生活保護の継続）

（例）長女が就職した後も現世帯で生活する場合



生活扶助費 ⇒ 変わらない（世帯員が変わらないため。ただし、実際の振込額は、長女の収入のうち、収入認定された額を除いて支給される。）

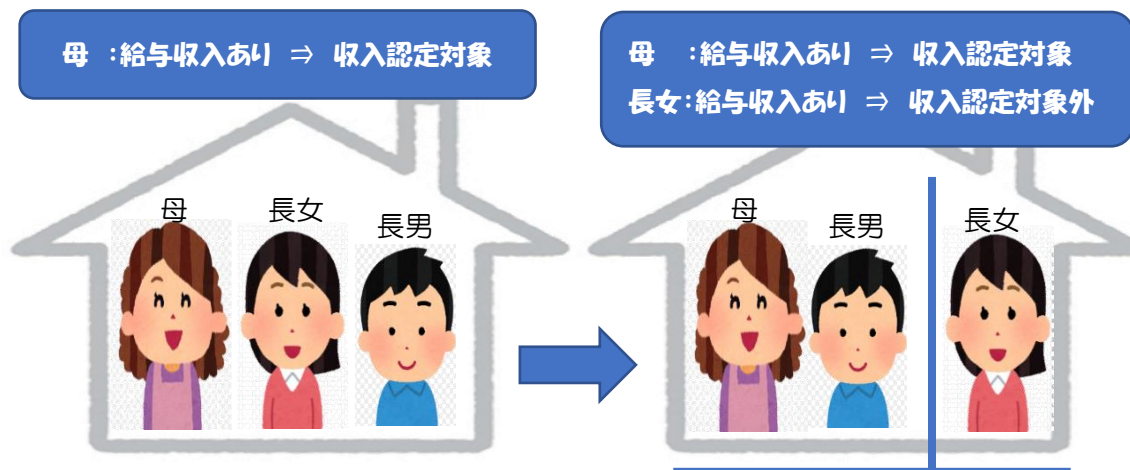
住宅扶助費 ⇒ 変わらない（世帯員の人数が変わらないため。）

長女の給与 ⇒ 収入認定される（長女も同じ世帯で生活保護を受けているため。）

3. 就職後も現在の世帯で生活して自立に向けての貯蓄をする場合（※世帯分離）

（例）長女が就職した後も現世帯で生活し、期限内に自立するための資金を貯蓄する場合

※この場合、1年以内に必ず長女が転出する必要があります。



生活扶助費 ⇒ 減少する（実際は現世帯で生活していても、生活保護上は世帯員として算定されないため、生活保護費が減少します。）

住宅扶助費 ⇒ 変わらない（世帯分離が認められた場合、長女の世帯分離中に限り住宅扶助費は3人世帯と同様です。）

長女の給与 ⇒ 収入認定されない（実際は現世帯で生活していても、期限内に自立するため、収入認定はしません。）

※世帯分離とは…

P 1 8 の第Ⅱ章第 1 項『1. 「世帯分離」 って何？』をご参照ください。

なお、こちらで紹介した以外にも、世帯状況に応じて世帯分離を認める場合があります。
そのため、世帯分離を希望される場合、まずは担当ケースワーカーへ相談してください。

生活保護の担当ケースワーカーは、生活保護を受けている皆さんの自立に向けた支援を行います。

進学・就職など、お子さんの将来への不安や悩みがありましたら、担当ケースワーカーにご相談ください。

【問合せ先】

釧路市役所 社会援護課

第 1 担当 0154-31-4543

第 3 担当 0154-31-4545

第 5 担当 0154-31-4547

第 7 担当 0154-31-4562

第 9 担当 0154-31-4587

第 2 担当 0154-31-4544

第 4 担当 0154-31-4546

第 6 担当 0154-31-4201

第 8 担当 0154-31-4202

F A X 0154-23-4510